

手巾のこと也、いかさま手のみならず、必顔ものごふ物なれば、かくぞいふべきをや。

〔南海寄歸内法傳二〕十衣食所須

凡是衣服之儀、斯乃出家綱要、理須具題其製、豈得輕而略諸。○中 十三資具、○中 十拭面巾、

〔乳母の草子〕九條殿通伊のきたのまん所の御かほには、たけといふものいできて、見にくきほど

にありし時、てんやくのかみ申けるは、たふをくれなるにそめて御のごひ候はゞ、御かほのはた

けよくなり申よし申ければ、夫よりしてこ、かしこより御顔のごひ參らせらるゝ也。

〔運歩色葉集天〕剃不巾

〔延喜式二十一一〕凡天皇即位、則講說仁王般若經、一代講一日朝晡二座講畢、宮中諸殿省寮等廳隨便莊

嚴設百高座、略○中 其一座設高座一具、請七僧、略○中

講師法服、略○中

剃髮巾一條、受剃髮巾一條、中略以上各長三尺、並細布

〔延喜式三十八八〕踐祚大嘗會、略○中 酉刻官人已下掃部已上卜食人十人、持御座等物自大嘗宮北門入

鋪白端御帖十枚、布端御坂枕一枚、於悠紀正殿中央、又設打拂布一條、納楊

〔嬉遊笑覽二上八〕打掃布は手巾なり

〔延喜式三十八八〕年料鋪設

打拂布二條、各長一丈三尺

諸司年料
打掃布四條、各長一丈二尺、○中略 打拂布三條、各長一丈三尺、○中略

右六月十二月神今食、新嘗祭供御料、

〔兵範記〕仁安三年十一月廿二日己卯、未明出立參齋場、○中 次供神座、下官并掃部寮相共奉仕之、先